

平成 30 年度 事業計画

我が国は、人口が減少する一方高齢化率が上がり、生産人口が減少してきています。

このことは、医療保険や年金等を支える人 1 人当たりの負担を大きくし、社会保障制度そのものを危うくする要因となっております。

一方で、短時間就業や早朝、夕夜間の就業、介護、育児等の現役世代を支える分野において労働力不足が生じており、これらのことから今後、国は、シルバー人材センターにこのような分野を支える役割を担ってもらうべく期待をしているところであります。

このような中、羽生市シルバー人材センターは、高齢者のニーズに対応した多様な就業機会の確保や、人手不足分野での就業機会の拡大に努めるとともに、これまで以上に会員の拡大に力をいれて取り組み、社会の要望に応じてまいりたいと考えております。

また、平成 30 年度から 5 年間ににおける本センターの活動指針として、新たに策定する「中期基本計画」に掲げる目標を達成するため、会員及び役員が一体となって取り組んで行くことが、センター事業に課された役割であると認識いたしております。

当センターは、関係法令を遵守し、公益性の高い事業展開と財政面での健全性を保ちながら、地域社会から信頼される公益社団法人として、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者の知識・経験を活かすことのできる就業機会の確保に努めるとともに、ボランティア活動等の地域社会参加活動を積極的に推進し、活力ある地域社会づくりに貢献するため、以下の事業に取り組んでまいります。

1. 会員の増強と新規就業先の確保

- (1) 郵便局・農協などの公共的機関や、当センター事業に賛同していただける場所に、ポスターやパンフレットを置いていただき、会員の増強に努めます。
- (2) 年数回、出前入会説明会を開催し、当センター事業に対する理解を深めていただき、入会促進を図ります。
- (3) 女性限定の入会説明会を実施し、女性会員確保に努めます。
- (4) 上限年齢にとらわれず、まだまだ働くことができるような方々のための就業場所の確保に努めます。
- (5) 営業活動強化月間を設け、就業先の確保に努めます。
- (6) 県の最低賃金の引き上げ等に連動し、配分金単価額を値上げ致します。

2. 業務安全委員会を中心に安全第一の就業活動の徹底

- (1) 毎年 9 月の全国安全就業強化月間だけではなく、定期的に安全巡回を実施いたします。
- (2) 自己を過信せず、常に安全就業を心がけ仕事に取り組んでまいります。
- (3) 高齢者ドライバーの交通事故が多発している中、公用車・自己車両等で就業している会員に対し、講習会の参加を義務と致します。引き続き、市内の自動車教習所と連携したシルバードライバードックや警察署による高齢者ドライバーの運転教育を実施し、あわせて認知症講習会を実施いたします。

3. 新たな事業等への取り組み

- (1) 休耕地を利用し「シルバーファーム羽生」（仮称）を開設、季節に合った作物をつくり収穫・即売するとともに、加工して「羽生市の特産品」の考案に向け調査研究致します。

- (2) 空き家を利用した「サロン」を開設し、人々が集まる憩いの場として活用し、また「シルバーレストラン」開設に向け引き続き調査研究を行います。
- (3) 女性会員の増強に向け、「ひまわり倶楽部」の発足に伴い、センターのイメージ改新に努めるとともに、働くことを通し余暇活動も充実いたします。
- (4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用し、シルバー派遣事業の新規開拓をはじめ、適正就業並びに会員と事務局との仕事の調整を行う専門員を配置いたします。
- (5) 築50年以上経過した事務所の建て替えに向けて、建設に係る準備基金の積み立てや市に対して公共施設の活用要望など、実現にむけ積極的に進めてまいります。
- (6) 高齢者世帯・独居老人の手助けとして、家事援助事業を積極的に進めてまいります。

4. 作業の後継者の育成と技能向上並びに常識ある行動

- (1) 屋外作業会員(草取・草刈・植木の剪定等)の会員数の減少により、引き続き積極的に屋外作業会員の入会を促進するとともに、後継者育成を行ってまいります。
- (2) 植木の剪定講習会を開催し技能・技術の向上を図り、あわせて後継者育成を行ってまいります。
- (3) 親切丁寧な対応、真面目な仕事はもちろん、接客に対する気配りと、常識ある行動を徹底いたします。

5. 適正ガイドラインに沿った事業運営

- (1) 適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて取り組んでまいります。

6. シルバー事業の基盤整備

- (1) 中期計画を主軸に事業を展開してまいります。
- (2) 理事各自が自発的に活動し、理事会の席においても活発な意見交換ができるような理事会にするとともに、理事は経営者としての責任と自覚をきちんと持つとともにセンター存続に向け営業活動、会員募集を積極的に行います。
- (3) 委員会の指針について見直し・検討をおこないます。

7. 会員に必要な知識・技能向上へ向けての研修会の開催

- (1) シルバー人材センター事業は人と接する機会が多いため「接遇講習会」を実施いたします。
- (2) 会員自らはシルバー人材センターの登録会員である一方、一事業主であることを認識し、就業に対しては常に自己責任を持って取り組むことを徹底してまいります。

8. ボランティア活動の実施

- (1) シルバー事業の啓発と会員の社会貢献を目的に、例年実施している清掃奉仕活動「キャッセ羽生清掃活動」を継続し実施いたします。
- (2) 「シルバーの日」(10月の第3土曜日)に合わせたボランティア活動として、「街なか清掃」を行い、併せてPRを兼ねたチラシの配布等を実施いたします。
- (3) センターが業務を頂いている市内の福祉施設を中心に、感謝の意をこめた奉仕活動を新たに実施いたします。

※ 平成30年度数値目標 (会員数) 350名 (契約金額) 2億1千万円